

(参考) 登録申請書について

1. 概要

開催5年前(2020年5月)までにBIEに提出し、承認を受けることが求められる、開催国がその計画について記した文書。後述のBIEから求められる記載内容について、博覧会協会、大阪府市をはじめとする地元自治体、経済界及び関係府省庁と協議の上、閣議決定を行い、BIEに提出する。BIE総会における登録申請書の承認をもって、参加招請が可能となる。

2. 記載内容(案)

1. Legal Status

(関連する法律上及び財政上の措置並びに開催者の法的地位)

2. Theme

(本博覧会の名称及びテーマ)

3. Site and Operations

(会場及びその運営)

4. Sustainability

(持続可能性)

5. Legacy

(レガシー)

6. Business Operations

(運営計画)

7. Financial

(資金計画)

8. Communications / Marketing

(広報及びマーケティング)

9. Legal Documents

(法的文書)